

## 新潟市物品調達等に係る競争入札参加者心得

制定 平成26年3月17日

(趣旨)

第1条 この心得は、本市において行う物品調達等（物品の購入、修繕、製造の請負及び借入れ、業務委託（建設コンサルタント業務を除く）並びに不用品の売払い）に係る競争入札に参加する者が熟知すべき事項について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札等の通知)

第2条 一般競争入札の場合においては、入札の日時、場所、その他必要な事項を公告により定め、その写し（当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を財務部契約課又は入札を執行する所属及び新潟市ホームページにより閲覧に供するものとする。

2 一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについては、前項に掲げる写しのほか、入札説明書も併せて閲覧に供するものとする。

3 指名競争入札の場合においては、入札の日時、場所、その他必要な事項を記載した通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「指名通知書」という。）を当該入札に参加させようとする者に通知するものとする。

(参加資格等の取り消し)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札において指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格又は指名を取り消すものとする。ただし、本市において特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。

(2) 入札参加資格者が死亡（法人にあつては消滅又は解散）したとき

(3) 営業停止命令を受けたとき

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けたとき

(5) 新潟市の締結する契約からの新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づく入札参加除外の措置を受けたとき

(6) 入札参加資格条件を満たさなくなったとき

(7) 虚偽又は不正の事実に基づいて参加資格を得たことが明らかになったとき

2 入札参加者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、当該参加資格又は指名を取り消すものとする。ただし、本市において特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造又は受注した業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、この公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金の納付等)

第4条 入札参加者は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される者については、この限りでない。

(入札の延期等)

第5条 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることがある。

(入札参加申請及び入札参加資格審査書類)

第6条 競争入札に参加しようとする者は、入札公告等で入札参加に必要な書類が定められている場合は、定められた期限までに、必要な書類を提出しなければならない。

(質疑書の提出)

第7条 質疑事項がある場合は、入札公告、入札説明書又は指名通知書に定める期間内に質疑書を提出しなければならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、入札公告、指名通知書又は入札説明書に定める方法により、期間内に入札書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札の前に委任状（別記様式第2号）を提出しなければならない。なお、代理人が委任状と入札書に押印する使用印は、同一のものでなければならない。

(入札書に記載する金額)

第9条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が落札価格となるため、入札者は、別に指示等がある場合を除き、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額を入札書に記載しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退等)

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札の執行前であつては、入札辞退届（別記様式第3号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。

(2) 入札の執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志若しくは入札価格、又は入札書、若しくはその他提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意志、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

(入札者が1人の場合の取扱)

第13条 入札時において、入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札を中止することがある。

(入札の取りやめ等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札担当者は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき
- (2) 郵便による入札を認めた場合において、その送付に係る入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの
- (3) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (4) 他の者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (5) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (6) 入札に際し不正の行為があったとき
- (7) 入札に添付書類の提出が求められている場合にあつては、添付書類を提出しないとき、又は不備があつたとき
- (8) 委任状を提出しない代理人が入札したとき
- (9) 入札書に記名押印を欠くとき
- (10) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (11) 金額を訂正した入札又は入札金額その他必要主要な事項が識別しがたい入札
- (12) その他規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

(落札者の決定)

第17条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち最低又は最高の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したもの）とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適合であるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定によるもののほか、当該契約がその性質又は目的から前項の規定により難しいときは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第18条 落札とすべき同額の入札（前条第2項により落札者を決定する競争入札においては、同評価）が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定す

る。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(再度入札)

第19条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、その場で直ちに再度の入札を行うことがある。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者のうち、当該入札が第16条の規定により無効とされなかった者、失格とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。

(不調時の取扱い)

第20条 再度入札によってもなお、落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 再度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 前条の規定による再度入札を行わない場合の取り扱いについては、前2項の規定を準用する。この場合において「再度入札」は「初度入札」と読み替えるものとする。

(入札結果等の通知)

第21条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

(契約書作成及び契約の確定)

第22条 市長は、契約書を作成し、落札者へ交付しなければならない。この場合において、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じた場合にあつては、契約書の交付をしたものとみなす。

2 契約は、市長及び契約の相手方が契約書に記名押印したとき又は契約内容を記録した電磁的記録に法令で定める措置を講じたときに確定する。

(契約の締結)

第23条 落札者は、落札決定の日又は随意契約の相手方となったことを知った日の翌日から起算して10日以内の間に、当該契約を締結しなければならない。ただし、本市において特別の理由があると認める場合には、契約の締結を延期することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないとき又は契約内容を記録した電磁的記録に法令で定める措置を講じないときは、当該契約を辞退したものとみなすことがある。

(契約保証金)

第24条 落札者は、規則の定めるところにより、当該契約締結の際に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は

一部を免除される者については、この限りでない。

(市議会の議決を要する契約)

第25条 新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟市条例第3号）第2条及び第3条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとする場合には、議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

2 仮契約の作成及び締結は、第22条及び第23条の規定を準用する。

(異議の申立)

第26条 入札者は、入札後、この心得、仕様書及びその他の関係書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現にある別記様式第1号及び別記様式2号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。